

指定希少野生動植物案の縦覧（公告）

新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第10条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該指定の案を縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により、当該指定の案に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、新潟県知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

令和4年3月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定の案

名称	指定の理由
サワラン (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である湿地の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制によって当県での採取圧が高まる可能性があり絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
イチョウシダ (チャセンシダ科)	生育地が限られているとともに、生育地の環境変化により生育数が減少しており、絶滅のおそれがあるため、特に保護を図る必要がある。
エチゴマイマイ (オナジマイマイ科)	当県の固有種であり、また、過度の捕獲の対象となり生息数が減少しているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤセキセルモドキ (キセルモドキ科)	県内における生息地が限定されており生息数が少なく、捕獲圧が高まっているとともに、人為的な繁殖が困難であるため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

2 意見書の提出先その他の意見書の提出に必要な事項

(1) 提出先 新潟県県民生活・環境部環境企画課自然保護係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電子メール ngt030150@pref.niigata.lg.jp

(2) 提出期限 令和4年3月18日

(3) 提出方法 持参又は郵送、電子メール（郵送及び電子メールの場合は、提出期限の日までに必着のこと。）

(4) 提出様式 指定希少野生動植物の指定の案についての意見書(新潟県希少野生動植物保護条例施行規則(令和3年新潟県規則第28号)別記第1号様式)に指定の案に係る利害関係を有することを疎明する書面を添えて提出すること。